その伐採、いっと待て！

伐採届を提出せず森林を伐採する無届伐採や，森林の所有者に断りなく伐採する無断伐採は，違法になります。

森林を伐採する時は，その森林がある市町村へ
事前に**伐採届**を，伐採後は**状況報告**を，
提出する必要があります！

※１本や数本の伐採であっても，自分の所有する森林であっても必要です

詳しくは，県のホームページをご覧ください。
下記のURLまたはQRコードからアクセスできます。
http://www.pref.kagoshima.jp/ad06/sangyo-rodo/rinsui/ringyo/keikaku/07002004.html

防ごう！違法伐採

森林所有者のみなさまへ

★大切な森林を守るのはあなた自身です！

◎所有する森林の所在や境界を把握しておきましょう！
◎日頃から所有する森林の見回りをしましょう！

★知らないうちに所有する森林が伐採されていたら

◎その森林がある市町村や，地域を管轄する警察署へ相談を！

県と県警は連携して，パトロールやチラシの配布による呼びかけなど，違法な伐採の未然防止に取り組んでいます。

発行：鹿児島県環境林務部森林経営課
鹿児島県警察本部生活安全部生活環境課